

施設に入所されている方へ

施設に入所されている方については、以下の点にご留意ください。

○ 長寿医療制度（後期高齢者医療制度）の被保険者となる方について

- (1) 75歳以上の方
- (2) 一定以上の障がいをもつ65～74歳の方で、認定を受けた方



○ 障がい認定により老人医療受給者証の交付を受けていた方について

老人医療受給者証は、平成20年3月末で失効しました。

4月以降は、75歳以上の方と同様「長寿医療制度（後期高齢者医療制度）」に加入することになり、被保険者証が1人に1枚交付されています。

ただし、障がい認定の取下げを申請することで、長寿医療制度（後期高齢者医療制度）の被保険者ではなく、国民健康保険や被用者保険に加入することができます。

障がい認定の取下げについては、お住まいの市町にご相談ください。

○ 住所地特例の取扱いについて

入所される前の住所が、施設の所在地の市町と異なる場合の窓口及び保険者は以下のとおりとなります。

佐賀県内 に入所 している 施設に 入所する 前の住所が	県内の市町	平成20年 4月以降	【窓口】 ・被保険者証の引渡し ・各種申請 ・保険料の納付	【保険者】 ・医療の給付
	県外の市区町村		施設の所在地の市町 （住所地特例なし）	佐賀県 後期高齢者医療 広域連合
			県外の市区町村 （住所地特例あり）	県外の 後期高齢者医療 広域連合

○ 保険料について

- (1) 保険料は、被保険者1人ひとりに納めていただきます。
- (2) 保険料は、被保険者証の引渡しをする市町が徴収します。
- (3) 保険料は、原則として特別徴収（年金から天引き）されます。

ただし、年金額が年額18万円未満の方または介護保険料と後期高齢者医療保険料の合計額が年金額の1/2を超える方等は、普通徴収（納付書等で納付）となります。